

会員規則

制定 平成 28 年 7 月 31 日

この規則は、OHANA（小児青年てんかん勉強と交流の会）会員に関する事項を定めたものです。

（会員とは）

第一条 本会員は、日本国内に居住し、かつ OHANA 活動の目的に賛同し、入会したものとします。

（入会手続について）

第二条 会員となるには、所定の申込手続きと入会金の納入が必要です。代表者と同一家族の場合には、所定の申込手続きのみで結構です。この場合「代表者」とは、「罹患者」を意味します。

（会員の種類）

第三条 会員には、本人（罹患者）会員、家族会員、サポート会員があります。家族会員とは、罹患者の家族、それ相当の人を意味し、それ以外をサポート会員とします。

（入会金について）

第四条 本人（罹患者）会員は 1,000 円、家族会員は無料、サポート会員は 1,000 円です。

（会費について）

第五条 当面、会費（更新料）徴収の予定はありませんが、OHANA 運営上必要と認めたときは、理事会の承認を得た上で、臨時会費を徴収することがあります。

（会員番号の発行）

第六条 会員には、手続き完了後、メールにて会員番号を送付します。

（会員の権利）

第七条 会員は、OHANA が運営する「勉強と交流の会」に参加申し込みすることができます。

第八条 会員は、「勉強と交流の会」に参加希望したにもかかわらず、参加人数の制限や、体調不良などに伴い参加できなかった場合でも、当日の資料送付を受けることができます。

(禁止事項)

第九条 会員であっても、理事会の許可なく、特定の支援団体のイベントや、物品の紹介や販売をしてはなりません。また、宗教、政治にまつわる勧誘活動も禁止します。

(会員の義務)

第十条 会員の体調変化や、アレルギー、光や音に対する特性などへの対応は、サポートできるよう準備を致しますが、万全を保証するものではありません。原則として、保護者またはそれに相当する方での対応をお願いします。

(会員情報の変更について)

第十一条 会員情報に変更が生じた場合には、OHANA 代表者にメールにて連絡をお願いします。会員への資料送付や、イベント案内が正しく出来ない場合があります。

(退会手続きについて)

第十二条 退会するには、OHANA 代表者にメールにて連絡をお願いします。退会完了メールをお送りすると同時に、登録いただいていた会員情報を削除いたします。

(会員資格の喪失について)

第十三条 退会を申し出たとき、禁止事項をおこなったとき、その他 OHANA 活動に著しい支障をきたしていると理事会で承認されたとき、OHANA が活動を停止したときには、会員資格を喪失します。

(会員情報の取扱いについて)

第十四条 会員情報については、本活動にのみ使用し、あらかじめ罹患者または保護者の同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。